

令和6年3月22日

大阪府議会議長 久谷 眞 敬 様

提 出 者

大阪府議会議員 河崎 大 樹 肥 後 洋一朗
しかた 松 男

賛 成 者

大阪府議会議員 山 下 昌 彦 角 谷 庄 一
三 橋 弘 幸 牛 尾 治 朗
中 谷 恭 典 みよし かおる
徳 村 さとる 大 橋 章 夫
中 井 もとき

第1号意見書案

外国につながる児童生徒の日本語指導の充実に関する意見書

文部科学省が令和元年9月に公表した、国内に住む義務教育相当年齢の外国籍の子どもの就学状況に関する初の全国調査の結果によると、全国で約2万人の子どもが就学不明となっていることが明らかとなった。このような不就学の背景には、子どもや保護者が日本語を十分理解できないことや、行政による日本語指導などの就学支援にばらつきがあることなどが指摘されている。令和3年度の国の調査では、日本語指導が必要な児童生徒はおよそ5.8万人と言われており、年々増加傾向にある。大阪府においても、小中高で4,532人の外国につながる児童生徒が府内全域に散在し増加傾向であることから、その対応は喫緊の課題である。

ところが、公立学校での日本語指導は、日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる相談員や支援員等の配置に頼っているのが現状である。教育現場からは、様々な困難を抱える外国につながる児童生徒と保護者に必要な支援を的確に行うためには、日本語指導の専門性を備えた教員が指導することが望ましいという声が寄せられている。今後、指導環境を充実させるためには、日本語指導の専門性を備えた教員の確保や教員相互のOJT等を活用した人材育成、そして、そのような専門的な技術やノウハウを持った教員が、定期的な教員の人事異動とは別のルールで適正に配置されることが重要である。

大阪府では、大学教授やNPO等で実践経験のある人材を招聘して教員研修を実施するなど、教員の日本語指導力を向上させる取組みを行っている。加えて、日本語指導の素養がある人物を確保できるよう、新たに令和6年度に実施する選考テストから、大学等で日本語教師養成課程を修了した者等に対する加点制度を設けることとしている。

しかしながら、国が定める教員の給与・手当や教職員定数では、地方自治体が日本語指導の専門性を備えた教員と指導体制を安定的に確保することには限界があり、国の制度改正や対応策が求められている。

よって、国においては、外国につながる児童生徒の教育環境の整備と更なる多文化共生の理解を推進するため、下記の内容について強く求める。

記

1. 日本語教育能力検定試験を実施する文化庁と文部科学省が、日本語教師の資格を持つ教員の確保と育成に横断的に取り組むこと。
2. 外国につながる児童生徒の日本語指導に対応するため、教員の待遇や定数を改善すること。
3. 外国につながる児童生徒が不就学となるなど、適切な支援が受けられないまま放置されることがないように、早急に対応策を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（こども政策）
共生社会担当大臣

} 各あて

大阪府議会議長
久谷 眞敬

第2号意見書案

学校現場における「特定分野に特異な才能のある児童生徒」への 対応に関する意見書

学校現場には特定分野に特異な才能のある児童生徒、いわゆるギフテッドと呼ばれる児童生徒が一定数存在する。文部科学省における有識者会議でも本児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関して議論が進められており、令和4年9月に審議のまとめが示されたところである。しかし、この審議のまとめの一部文言が切り取られ、誤った認識をもとに学校現場で指導・支援が行われているケースがあると聞く。特に、審議のまとめにある「様々な障害による学習上又は生活上の困難を併せ有する」という部分が切り取られ、その児童生徒の持つ強い好奇心等を満たすこととは異なる支援が行われる懸念がある。

例えば、特定分野に特異な才能のある児童生徒の中には、強い好奇心や感受性、豊かな想像力などを持ち合わせているため、独創的・創造的な行動を得意とする一方で、機械的な単純作業は不得手な児童生徒もいる。授業中その場面に直面した際に立ち歩くなどして授業の進行を阻害してしまうこともあるが、この原因は児童生徒本人の性質と置かれた環境条件のミスマッチによるものであり、個に応じた調整が求められる。

大阪府では令和5年9月の教育常任委員会において、特定分野に特異な才能のある児童生徒は「授業内容や進度に満足できず、学級内でのコミュニケーションに苦痛を感じることで、周囲と無理に合わせて学校生活を送ることで、自己有用感・自己肯定感が低下する等、その生徒自身が様々な困難に直面するものと考えられる」との見解が示され、個別最適な学びの実践を一層実現するために、一歩ずつ前進しているところである。

先述の通り、特定分野に特異な才能のある児童生徒は強い好奇心や感受性、豊かな想像力などの素晴らしい特性を持ち合わせており、将来、大きなイノベーションを起こし、日本の経済発展に大いに貢献する可能性が極めて高い。

よって、国においては、幼少期からその能力開発を十分に行うため、以下の内容について求める。

記

1. 特定分野に特異な才能のある児童生徒が持つ強い好奇心や感受性、豊かな想像力などの特性に関する周知を促進すること。
2. 学校外の学びの場の提供のみならず、正規の教育課程でその能力を十分に開発できる学習の場の提供、教材の充実についてすみやかに検討を始めること。
3. 個別最適な学びと、協働的な学びを一体的に充実させていくことは大切であり、審議のまとめにも「協働的な学びの充実の一環として指導・支援の在り方を考えていくことを基本的な考え方とする」との記載がある。その上で特定分野に特異な才能のある児童生徒においては、その特性から協働的な学びが難しい児童生徒も存在するため、当該児童生徒に対しては一定の配慮をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（こども政策）

} 各あて

大阪府議会議長
久谷 眞敬

第3号意見書案

抜本的な政治資金改革の断行を求める意見書

昨年末、派閥による政治資金パーティー収入を政治資金収支報告書に過少記載・不記載としてきたことや、各派閥の所属議員が販売ノルマを超えて集めたパーティー収入を派閥がキックバックする運用が行われていたこと等をはじめとする、いわゆる「政治資金パーティー収入の裏金問題」が発覚した。

問題になっているのは、派閥の存在、そして、政治資金の透明化についてであり、国民の政治への不信を払拭・解消するには、まずは政治家の責任及びより厳格な責任体制の確立、外部の監査、そしてデジタル化等の透明化・公開性の向上を図ることが求められる。

この問題は、当該政党が長年にわたって政権を預かる与党の立場にありながら、違法な裏金作りを意図的かつ組織的に行ってきたという極めて悪質なものであり、戦後幾多の政治と金を巡る問題が発覚するたびに政治改革が行われてきた今もなお、撲滅されたはずの金権政治が連綿と続けられてきた事実に対し、国民の政治不信は頂点に達している。

政治資金パーティーとは本来、組織や看板を持たないものが政治の世界に参入するため、広く薄く資金を募るチャリティーイベントであり、草の根民主主義を支える手段であるべきである。ところが、現在の政治資金パーティーは、その本来の趣旨を大きく逸脱し、企業団体が出席の意思もないのに著しく高額のパティー券を購入するなど、実態は企業団体献金として利用されており、今回の裏金問題を招く温床となっている。議員特権を認めるかのような現行の政治資金パーティーのあり方については、抜本的な見直しが必要である。

そもそも、企業団体献金自体が政党と企業との馴れ合い・持たれ合いをもたらし、政策決定過程が歪められる弊害について、かねてから繰り返し指摘されており、平成6年に政党助成法制度が与野党間合意で開始された際にも、企業団体献金の廃止とセットで行われることが前提となっていたはずである。ところが、政党への寄附は例外的に認める制度となっているため、数多設立された政党支部が献金の受け皿となり、これまでと変わらぬ運用がなされているのが実態である。このような抜け道をふさぐ制度改正が必要である。

また、政党の要職者が党から「政策活動費」として多額の資金を受け取る運用が行われてきたが、領収書が不要であるため、使途が追えないブラックボックスと化している問題は以前から指摘されてきた。今回の裏金問題においても、派閥からのキックバックを「政策活動費」を名目にして逃れようとする動きがあったのは事実であり、今回の裏金事件を受けてもなお政策活動費の存在を今後も容認することは、国民目線から見て到底許されるべきではない。

さらに、調査研究広報滞在費（旧文書通信交通滞在費）は国会議員に非課税で月100万円が支給される手当であるところ、その使途が法律で明記されているにも関わらず、使途公開や領収書添付の義務は課されてこなかった。そのため、制度本来の趣旨とは異なる使途に資金が流用される不透明な実態が横行しており、「第2の給与」とも揶揄される、国会議員特権の最たるものと批判されてきた。国民の政治不信を払しょくするためには、この機会に、調査研究広報滞在費のあり方についても抜本的に見直すことが不可欠である。

よって、国においては、国民の信頼を取り戻せるように、下記の項目を内容とし

た抜本的な政治改革の断行を強く求める。

記

1. 政治資金パーティーを、広く薄く草の根の支援を集める本来の趣旨に立ち返るため、企業団体によるパーティー券購入のあり方を検討するとともに、パーティー券の購入・販売に上限を設け、大口の購入・販売の制限を検討し、結論を得ること。あわせて、政治資金パーティーの対価に係る収入が課税対象とならないという、議員特権が疑われる状態について、法改正により位置づけを明確化する。
2. 企業団体献金のあり方を検討し、結論を得ること。
3. 現在は国会議員・都道府県の議会の議員・都道府県知事又は指定都市の議会の議員若しくは市長のみが対象となっている寄附控除の範囲を、すべての地方議員や首長にも拡大すること。
4. 政党から個人に寄付できるという政治資金規正法上の例外規定を見直し、領収書に基づく支出であるか否かに関わらず、政策活動費のあり方を検討し、結論を得ること。
5. 調査研究広報滞在費（旧文書通信交通滞在費）は、非課税で受け取り、領収書無しで使用できる国会議員特権の最たるものであることから、大阪府議会における政務活動費と同様の基準に改め、使途公開と1円からの領収書添付、年度末における残金返納を義務付ける等の立法措置を速やかに講じる。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
内閣官房長官

} 各あて

大阪府議会議長
久谷 眞敬

第4号意見書案

地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書

循環型社会形成推進基本法は、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する「循環型社会」の形成に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために、2000年に制定された。我が国では本法律に基づいて、循環型社会の形成に関する施策の推進に20年以上取り組んできた。

我が国が循環型社会の形成を通じて目指すべき社会は、「環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的に発展することができる社会」であり、地域におけるサーキュラーエコノミーの推進は、循環型社会を形成する上で重要なツールであるとともに、地方創生・地域活性化の実現に大きく貢献しうるものである。

実際に、地域でのサーキュラーエコノミーの実現を目指し、先進的な取組みを進める自治体が現れ始めており、地域特性や産業を活かした脱炭素ビジネスの推進、地域由来の資源を活用してのエネルギーの自給率向上や、地域住民の理解醸成を通じた効果的な資源循環ビジネスの構築など、自治体主導によるサーキュラーエコノミーの推進により、地域に新たな付加価値や雇用が創出されている。

この様に、地域のサーキュラーエコノミーを推進することは、地域課題解決と共に、地域に新たなビジネスや価値を生み出すことによる地方創生の実現に資するものである。

よって、国においては、地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進のために、以下の事項についての特段の取組みを求める。

記

1. 地域経済の活性化を図るため、プラスチック、金属資源、生ごみ、家畜ふん尿、下水汚泥、紙おむつ等の、地域の循環資源や木質バイオマス等の再生可能資源の活用など、地方自治体と民間企業の連携による資源循環ビジネスの創出への支援を強化すること。
2. 地域における廃棄物処理の広域化、廃棄物処理施設の集約化、エネルギー回収の高度化等を推進するとともに、自治体と住民、民間企業等の協働により、地域に適したごみ処理方式や分別区分の選定等による、脱炭素かつ持続可能な適正処理に資する資源循環の体制強化に対する支援を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
内閣官房長官

} 各あて

大阪府議会議長
久谷 眞敬

第5号意見書案

若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書

近年、処方箋がなくても薬局やドラッグストアで購入できる市販薬の濫用・依存や急性中毒が、重大な社会問題となりつつある。実際、市販薬の過量服薬(オーバードーズ)による救急搬送が、2018年から2020年にかけて2.3倍に増加したという報告や、精神科医療施設を受診する患者において、市販薬を主たる薬物とする薬物依存患者が、2012年から2020年にかけて約6倍に増加したといった報告がある。

国立精神・神経医療研究センターの2020年調査によると、全国の精神科医療施設で薬物依存症の治療を受けた10代の患者の主な薬物において、市販薬が全体の56.4%を占めているとのことである。また、過去1年以内に市販薬の濫用経験がある高校生の割合は「60人に1人」と深刻な状況にあることも明らかになった。

不安や葛藤、憂鬱な気分を和らげたいなど、現実逃避や精神的苦痛の緩和のために、若者がオーバードーズに陥るケースが多く、実際、市販薬を過剰に摂取することで、疲労感や不快感が一時的に解消される場合があり、同じ効果を期待してより過剰な摂取を繰り返すことで、肝機能障害、重篤な意識障害や呼吸不全などを引き起こしたり、心肺停止で死亡する事例も発生している。

市販薬は違法薬物とは違い、所持することで罪にはならないことから、濫用が発見されにくいという現実があると同時に、オーバードーズによる健康被害は、違法薬物よりも深刻になる場合もある。

よって、国においては、このような薬物依存による健康被害から一人でも多くの若者を守るために、以下の特段の取組みを求める。

記

1. 現在、濫用等の恐れがある医薬品の6成分を含む市販薬を販売する際、購入者が子ども（高校生・中学生等）である場合は、その氏名や年齢、使用状況等を確認することになっているが、その際、副作用などの説明を必須とすること。
2. 若者への薬剤の販売において、その含有成分に応じて販売する容量を適切に制限すると同時に、対面かオンライン通話での販売を義務づけ、副作用などの説明と合わせて、必要に応じて適切な相談窓口等を紹介できる体制を整えること。
3. 濫用の恐れがある薬の指定を的確に進めると同時に、身分証による本人確認のほか、繰り返しの購入による過剰摂取を防止するために、販売記録等が確認できる環境の整備を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（こども政策）

} 各あて

大阪府議会議長
久谷 眞敬

第6号意見書案

2025年大阪・関西万博のすべてのこどもたちの入場料を無料とし 全国的な機運醸成をより一層加速させるよう求める意見書

2025年大阪・関西万博について、大阪府と大阪市が昨年12月に全国6,000人を対象に実施したインターネット調査によると、万博を「知っている」と回答した人の割合は88.6%で2022年の82.2%から6.4ポイント上昇したものの、「行きたい」「どちらかといえば行きたい」と回答した人の割合は減少傾向で、2021年の調査では51.9%、2022年は41.2%、昨年2023年は33.8%だったとのこと。

政府は、昨年3月に、「万博は、社会が直面する課題の解決に向けた最先端の知見や世界の考えを示す機会」として、全国の自治体に修学旅行などでの活用を促す通知を発出するとともに、昨年11月2日に閣議決定した「デフレ完全脱却のための総合経済対策」では、大阪・関西万博の推進として、次代の社会を担うこどもの万博への参画促進や万博参加国と日本の地方公共団体との交流促進、万博を契機とする地方創生に向けた取組みなど、全国的な機運醸成を図ることを盛り込み、万博の想定来場者2,820万人のうち、教育旅行（修学旅行・校外学習）で全国の小・中・高校生120万人を誘致する方針を示した。

これら政府の方針を踏まえ、本府においても、昨年9月の定例議会において、府内在住・在学の4歳から高校生までの全員を1回無料で招待するための補正予算、約20億円が可決・成立したところであるが、近隣の滋賀県においても、県内の4歳から高校生までのおよそ18万人を対象に、教育旅行などで訪れる際の入場料を県が全額負担する方向で検討されている。

このように、全国の自治体に、機運醸成の一環として、こどもたちの無料招待などの取組みが広がっているところ、全国的なさらなる機運醸成を図るためには、もはや国が主導的役割を果たし、国の負担のもと、国内に住むすべてのこどもたちの万博入場料そのものを無料とするべきと考える。

万博開幕まで残すところ1年余りとなった今、次代の社会を担うこどもたちの万博への参画促進を強く促し、多くのこどもたちが万博会場を訪れることができるよう、2025年大阪・関西万博において国内に住むすべてのこどもたちの入場料を無料とするべく国の決断を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
経済産業大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（こども政策）
国際博覧会担当大臣

} 各あて

大阪府議会議長
久谷 眞敬